報　道　機　関　各　位

令和８年（2026 年）10 月 29 日（木）15 時 00 分 配付

項　　目	**インフルエンザ警報の発令について**
配付資料	**インフルエンザ警報の発令について**
内容及び報道に当たってのお願い	令和8年第43週（令和8年10月19日～10月25日）において、紋別保健所の定点あたりのインフルエンザ患者報告数が警報基準である30人以上となりましたので、警報を発令します。 なお、管内市町村、医師会へ感染予防を徹底するために周知します。 ※管内市町村：紋別市、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町 **＜インフルエンザ予防のポイント＞** **インフルエンザにかからないよう予防に取り組みましょう。** **１　人混みを避け、外出から帰ったら手洗いをしましょう。** **人ごみに出るときにはマスクを着用し、外から帰ってきたら手洗いをかかさずに行いましょう。また、室内の湿度を保つようにして（50%程度）、十分に栄養を摂り、睡眠もとりましょう。** **２　インフルエンザワクチンの接種** **インフルエンザワクチンを接種すると、発症をある程度抑え、かかっても重症化を防ぐ効果があるとされています。**
担当	北海道紋別保健所（北海道オホーツク総合振興局保健環境部紋別地域保健室） 健康推進課長　太田　敦 電　話　0158-23-3108 ＦＡＸ　0158-23-1009 ※この発表についてのお問い合わせは、 17：30 までに上記へお願いします。

インフルエンザ警報の発令について

令和８年 10 月 29 日（木）15 時 00 分

北海道紋別保健所
電 話：0158-23-3108

北海道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和8年第 43 週（令和8年 10 月 19 日～令和8年 10 月 25 日）において、管内の定点医療機関あたりの患者報告数が、警報基準以上となりましたので、インフルエンザ警報を発令します。

記

１　定点医療機関あたりの患者報告数（第 43 週速報値）

区 分	紋別保健所管内	全 道	全 国
定点あたり患者数	36.75 人	－	－

２　対応

北海道では、ホームページや各保健所などを通じて、外出後の手洗いや適度な湿度の保持、マスクの着用や咳エチケットの励行によるインフルエンザの感染予防を呼びかけています。

また、感染予防や重症化を防止するため、インフルエンザワクチンの接種も効果があるとされています。

なお、全道のインフルエンザ流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。

３　参考

（１）最近5週間における定点医療機関あたりの患者報告数 （表示は、「患者/（定点）」単位：人）

	第 39 週 (9/21～9/27)	第 40 週 (9/28～10/4)	第 41 週 (10/5～10/11)	第 42 週 (10/12～10/18)	第 43 週 (10/19～10/25)
紋別保健所	15（3.75）	15（3.75）	19（4.75）	82（20.50）	147（36.75）※
全　道	745（4.52）	1,530（9.22）	2,675（16.21）	2,032（12.32）	－（－）※
全　国	26,681（7.17）	42,320（11.35）	47,340（12.81）	－（－）※	－（－）※

※第 42 週（全国）及び第 43 週（紋別保健所、全道、全国）の患者報告数は速報値。

（２）インフルエンザの注意報・警報とは

【発令基準】注意報：1定点医療機関あたりの受診患者数が一週間で 10 人以上となった場合
警　報：1定点医療機関あたりの受診患者数が一週間で 30 人以上となった場合
※　警報発令後は1定点医療機関あたりの受診患者数が 10 人以上であれば警報を継続

厚生労働省の感染症発生動向調査により、管内のインフルエンザ定点医療機関を受診したインフルエンザ患者数が、注意報・警報の発令基準値に達した場合に発令します。

注意報は、流行の発生前であれば今後4週間以内に大きな流行が発生する可能性があることを示しており、流行発生後であれば、その流行がまだ終わっていない可能性があることを示しています。

また、警報は、大きな流行の発生や継続が疑われることを示しています。